

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月9日
【四半期会計期間】	第65期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	文化シャッター株式会社
【英訳名】	Bunka Shutter Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行役員社長 茂木 哲哉
【本店の所在の場所】	東京都文京区西片1丁目17番3号
【電話番号】	03-5844-7200（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 西村 浩一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区西片1丁目17番3号
【電話番号】	03-5844-7200（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 西村 浩一
【縦覧に供する場所】	文化シャッター株式会社関西支社 （大阪府大阪市中央区安土町1丁目7番20号） 文化シャッター株式会社御着工場 （兵庫県姫路市御国野町御着字深見187番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第3四半期 連結累計期間	第65期 第3四半期 連結累計期間	第64期 第3四半期 連結会計期間	第65期 第3四半期 連結会計期間	第64期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	66,896	69,057	22,723	25,296	93,390
経常利益又は経常損失() (百万円)	3,853	364	341	624	3,542
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (百万円)	4,450	1,335	517	515	10,062
純資産額(百万円)	-	-	34,388	27,087	29,165
総資産額(百万円)	-	-	82,464	80,396	74,900
1株当たり純資産額(円)	-	-	500.80	394.51	424.75
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	64.80	19.45	7.53	7.51	146.52
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	41.70	33.69	38.94
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	2,394	1,221	-	-	2,026
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,069	600	-	-	1,063
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,021	5,793	-	-	2,214
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	-	-	8,616	11,036	7,067
従業員数(人)	-	-	3,598	3,289	3,489

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第64期第3四半期連結累計期間、第65期第3四半期連結累計期間、第64期第3四半期連結会計期間及び第64期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

4. 第65期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,289（606）
---------	------------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。）は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	1,904（411）
---------	------------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。）は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載している。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次の通りである。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
シャッター関連製品事業(百万円)	5,758	-
建材関連製品事業(百万円)	2,769	-
サービス事業(百万円)	-	-
リフォーム事業(百万円)	-	-
その他(百万円)	205	-
合計(百万円)	8,733	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去している。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 商品仕入実績

当第3四半期連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次の通りである。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
シャッター関連製品事業(百万円)	380	-
建材関連製品事業(百万円)	3,869	-
サービス事業(百万円)	169	-
リフォーム事業(百万円)	1,745	-
その他(百万円)	371	-
合計(百万円)	6,536	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去している。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次の通りである。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
シャッター関連製品事業	9,776	-	10,037	-
建材関連製品事業	9,060	-	17,720	-
サービス事業	3,096	-	1,420	-
リフォーム事業	2,734	-	1,115	-
その他	767	-	1,892	-
合計	25,435	-	32,186	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去している。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(4) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りである。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
シャッター関連製品事業(百万円)	9,918	-
建材関連製品事業(百万円)	9,167	-
サービス事業(百万円)	2,943	-
リフォーム事業(百万円)	2,529	-
その他(百万円)	738	-
合計(百万円)	25,296	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去している。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書及び第1四半期会計期間の四半期報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策効果等により、一部の業種においては、企業収益の改善や設備投資の持ち直しなど緩やかな回復の兆しが見られるものの、依然として完全失業率が高水準にあることや円高・株安の長期化及び政策効果の息切れなど、景気を下押しする懸念材料も多く、先行きの不透明感は拭いきれない状況で推移した。

当社グループを取り巻く建設・住宅業界においても、建築投資減少の影響及び雇用・所得環境の悪化に伴う影響等、厳しい事業環境が続いている。

このような状況下において、当第3四半期連結会計期間の売上高は、25,296百万円と前年同四半期に比べ2,573百万円(11.3%)の増加となった。収益面では、原価及び固定費など企業コストの更なる削減に努め、営業利益は821百万円（前年同四半期は営業損失269百万円）となった。また、営業外費用として、持分法による投資損失223百万円を計上したことにより経常利益は624百万円（前年同四半期は経常損失341百万円）となり、特別利益として投資有価証券評価損戻入益150百万円を計上したこと、また、法人税等174百万円を計上したこと等により、四半期純利益は515百万円（前年同四半期は四半期純損失517百万円）となった。

セグメントの業績は次の通りである。

1. シャッター関連製品事業

重量シャッターは低調傾向にあったが、軽量シャッターが堅調に推移した結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は9,918百万円、営業利益は659百万円となった。

2. 建材関連製品事業

ビル用ドア及びエクステリア製品が堅調に推移した結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は9,167百万円、営業利益は309百万円となった。

3. サービス事業

既存建築物の充足感の高まりにより、ストック市場が拡大している環境変化の中で、連結子会社文化シャッターサービス株式会社を中心に、保守体制増強の整備を推し進めており、修理・メンテナンス等が堅調に推移した結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は2,943百万円、営業利益は235百万円となった。

4. リフォーム事業

連結子会社社とりフォーム株式会社を中心に、リフォーム業界の競争が激化する市場環境の中で、パッケージ商品が堅調に推移した結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は2,529百万円、営業利益は161百万円となった。

5. その他

店舗及びビルのエントランス向けステンレス製品等が堅調に推移した結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は738百万円、営業利益は14百万円となった。

(2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は80,396百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,495百万円増加した。

流動資産は51,163百万円となり、7,000百万円増加した。これは、受取手形及び売掛金が減少（747百万円）した一方で、現金及び預金が増加（4,044百万円）したこと、商品及び製品が増加（2,403百万円）したことが主な要因である。

固定資産は29,233百万円となり、1,505百万円減少した。これは、投資有価証券が減少（537百万円）したこと、建物及び構築物が減少（360百万円）したことが主な要因である。

当第3四半期連結会計期間末における負債は53,308百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,573百万円増加した。

流動負債は31,479百万円となり、5,109百万円増加した。これは、短期借入金が増加（3,300百万円）したこと、支払手形及び買掛金が増加（1,520百万円）したことが主な要因である。

固定負債は21,829百万円となり、2,463百万円増加した。これは、退職給付引当金が減少（532百万円）した一方で、長期借入金が増加（2,999百万円）したことが主な要因である。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は27,087百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,077百万円減少した。これは、四半期純損失の計上（1,335百万円）、配当金の支払い（343百万円）、その他有価証券評価差額金の減少（340百万円）が主な要因である。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、11,036百万円となり、前四半期連結会計期間末に比べ706百万円（6.8%）増加した。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りである。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において営業活動の結果獲得した資金は111百万円（前年同四半期比3.5%減）となった。収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益689百万円、仕入債務の増加額2,172百万円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加額2,556百万円、たな卸資産の増加額783百万円である。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において投資活動の結果獲得した資金は65百万円となった。収入の主な内訳は、定期預金の減少額180百万円、貸付金の回収による収入28百万円であり、支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出66百万円、投資有価証券の取得による支出50百万円である。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において財務活動の結果獲得した資金は529百万円となった。収入の主な内訳は、短期借入金の純増加額1,000百万円であり、支出の主な内訳は、配当金の支払額206百万円、長期借入金の返済による支出200百万円である。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更又は新たに発生したものはない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りである。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えている。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行するといった動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、その目的等からみて対象会社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資さないものも想定される。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を築き、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に確保し、向上させるものでなければならないと考えている。

従って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えている。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、以下の社是、経営理念のもと、昭和30年の創業以来、シャッター、ドア等の住宅・ビル用建材を製造、販売、施工することによって、お客様に「安心」「安全」を提供してきた。また、「安心」「安全」はもとより、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」と「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、企業価値及び株主共同の利益の持続的かつ長期的向上に取り組んでいる。

社是

誠実) 誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいでは信頼は生まれる。

努力) 努力とは創造する行為の持続力である。

奉仕) 奉仕とは自分の行為、行動で相手のお役に立つこと。

相手の立場に立った思いやりの心であり、いたわりの精神である。

経営理念

常にお客様の立場に立って行動します。

優れた品質で社会の発展に貢献します。

積極性と和を重んじ日々前進します。

当社グループの企業価値の源泉は、創業以来、独創的な発想と開発力によって、業界の先駆けとなる製品を次々と発表することで築き上げてきた「技術の文化」という当社のブランド、人的資源を含む有形無形の経営資源、及び株主の皆様をはじめとするお客様、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーとの関係にある。

当社は、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施している。

これらの取組みにより、株主の皆様をはじめとするさまざまなステークホルダーとの信頼関係を一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上をめざしていく。

これらの取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上するべく十分に検討されたものである。従って、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもない。

1. 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、お客様に「安心」「安全」を提供できる「快適環境のソリューショングループ」をめざすという長期ビジョンを掲げ、達成に向けた実行計画として、以下の3点を経営姿勢とした平成27年度を最終年度とする長期的な経営戦略に取り組んでいる。

「挑戦力」すなわち“チャレンジ精神”

高い目標に挑戦し、スピードをもってやり遂げる

「総合力」すなわち“沸き立つ集団”

組織・事業・グループ会社の壁を越えてスクラムを組み、グループ丸となって取り組み、やり遂げる

「変革力」すなわち“独創性”

独創性のある強い技術の開発と育成「世の中にないもの、他社にマネのできないものを生み出す力」

平成21年度から平成23年度における第二次中期経営計画では“事業領域の拡大”をテーマに掲げ、既存事業の領域拡大や新技術、新領域への挑戦に取り組み、平成24年度から平成27年度における第三次中期経営計画のテーマは“快適環境のソリューショングループ”として、業務連携をさらに拡大し、グループネットワークでお客様に「より高い快適環境ソリューション」を提案していく計画にある。

かかる取組みは、当社グループの企業価値の向上が株主共同の利益にもつながるものと認識しており、「株主への還元」の一層の充実をめざしていく。

2. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の推進

当社では、厳しい事業環境のもとで、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要であると考えている。また、経営の透明性の観点から、経営のチェック機能の強化及び公平性を保つことも重要であると考え、コーポレート・ガバナンスを充実させるための体制整備やきめ細かい情報公開に取り組んでいる。

経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確にするため、執行役員制度を導入しており、また、監査役会を構成する監査役を4名、このうち3名を社外監査役とし、監査役監査の透明性、公平性を確保している。

内部統制システムについては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、当社全役職員が効率性、公正性、法令遵守、資産の保全を全業務の中で達成するべく、展開している。

当社は、企業の社会的責任を果たすことが、企業価値の持続的な向上には不可欠であると考えている。「CSR憲章」「CSR行動指針」のもと、全役職員による、お客様満足の追求、安全への配慮、環境への配慮、誠実な企業経営、社会への貢献等を通じてステークホルダーからの信頼を一層高めるため、企画管理本部長を委員長とするCSR委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制の一層の強化、環境問題への取組み及び地域社会への取組み等を推進している。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上の通り、当社においては、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存であるが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではない。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考える。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できない。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の企業価値を中長期的に向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信している。当社株券等の大量買付者（下記2.(2) で定義）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになる。当社の企業価値及び株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為を防止するための取組みとして、平成20年5月13日開催の当社取締役会において「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）の導入について決議し、平成20年6月27日開催の当社第62期定時株主総会における承認を得て導入された。

（2）本プラン導入の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいている。従って、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものである。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考え、また、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えられ、そのためにも必要な時間が十分に確保されるべきである。

当社は、このような考え方に立ち、以下の通り本プランを設定した。大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めている。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として原則、新株予約権を株主の皆様が無償で割り当てるものである。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断される場合には当該その他の対抗措置が用いられることもある。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」という。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されている。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性がある。

(2) 本プランの発動に係る手続

対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

- ・ 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
- ・ 当社の株券等の公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」という。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受け又はその提案とする（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除く。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」という。）、

大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」という。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただく。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただく。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとする。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただく。かかる追加情報提供の請求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後10日以内に行うこととする。

- ・ 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含む。）
- ・ 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ・ 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味する。以下別段の定めがない限り同じとする。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含む。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただく。）、方法及び内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含む。）
- ・ 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含む。）
- ・ 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含む。）
- ・ 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業につい

ての経験等に関する情報を含む。) 、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策

- ・ 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ・ 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ・ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、大量買付行為があった場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様へ開示する。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、適時かつ適切に株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様へ情報開示を行う。

当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含む。） 、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令及び株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従って適時かつ適切に行う。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（以下「取締役会評価期間」という。）に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、下記に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ公表する。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもある。

大量買付者は、下記に定める場合を除き、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとする。

独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行うが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとする。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとする。本プラン導入時の独立委員会の委員には、小林明彦氏、飯田英男氏及び松田利之氏の合計3名が就任した。なお、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行う。

対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとする。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等（当社が費用を負担することとする。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行う。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとする。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得たうえで、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることとする。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行う。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとする。

対抗措置の発動の条件

- ・ 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行う場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わなかった場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとする。

- ・ 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行う場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じない。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなる。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものであると認められた場合には、取締役会検討期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがある。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考える。

- (a)高値買取要求を狙う買取である場合
- (b)重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買取である場合
- (c)会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買取である場合
- (d)会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買取である場合
- (e)当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買取である場合
- (f)最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買取である場合
- (g)大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (h)大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (i)前各号のほか、以下のいずれをも満たす買取である場合
 - a.顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b.当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値及び株主共同の利益の毀損を回避することができないか又はそのおそれがあると判断される買取

当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の実施又は不実施に関する決定を行う。当社取締役会は、対抗措置の実施又は不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定にかかる通知を「不実施決定通知」という。）し、株主の皆様に対する情報開示を行う。大量買付者は当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となる。

当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為にかかる条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施又は中止に関する決定を行うことができる。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行う。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における、最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられる。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対して当社普通株式1株が交付される。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとする。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができる。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能である。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要である。

上記(1)記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがある。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行う。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、第62期定時株主総会の終結の時から平成23年6月開催予定の平成23年3月期に関する第65期定時株主総会の終結の時までとする。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとする。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、第62期定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得たうえで、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合がある。

なお、本プランは平成20年5月13日現在施行されている法令の規定を前提としているので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとする。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表する。

また、平成23年3月期に関する第65期定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容については、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただき予定である。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様と与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われないので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはない。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様と与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられるので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じない。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになる。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがある。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じるが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じない。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じな

いので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がある。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されるが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していない。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様は株式が交付される場合には、株主の皆様は株券が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点に留意する必要がある。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続等

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付する。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が発行されることになる。

当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、本新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得する。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付する。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがある。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細については、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知する。

本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えている。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものである。

2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、上記記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものである。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成20年6月27日開催の第62期定時株主総会決議に基づいて導入されたものである。また、本プランの有効期間は、第62期定時株主総会の終結の時から平成23年6月開催予定の平成23年3月期に関する第65期定時株主総会の終結の時までとなっているが、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっている。

4．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記 2.(2) に記載のとおり、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置する。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されている。

5．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 2.(2)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保している。

6．第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記 2.(2) 及び 2.(2) に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされている。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されている。

7．デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2.(4)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではない。

(5)研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、309百万円である。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000,000
計	288,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	72,196,487	72,196,487	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	72,196,487	72,196,487	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	72,196,487	-	15,051	-	11,151

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,601,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,224,000	68,224	-
単元未満株式	普通株式 371,487	-	-
発行済株式総数	72,196,487	-	-
総株主の議決権	-	68,224	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれている。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれている。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
文化シャッター株式会社	東京都文京区西片1丁目17番3号	3,501,000	-	3,501,000	4.84
不二ライトメタル株式会社	熊本県玉名郡長洲町長洲2168	100,000	-	100,000	0.13
計	-	3,601,000	-	3,601,000	4.98

(注) 平成22年12月31日現在、当社が所有する当社株式は3,504,000株、不二ライトメタル株式会社(不二サッシ株式会社の100%出資子会社)が所有する当社株式は100,000株である。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	277	287	269	254	238	223	217	190	218
最低(円)	262	235	240	220	203	207	170	175	183

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はない。
なお、当社では執行役員制度を導入しており、執行役員の異動は、次の通りである。

新任執行役員

役名	職名	氏名	異動年月日
執行役員	営業推進部部長	北村 一正	平成22年9月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,495	7,451
受取手形及び売掛金	5 24,162	24,910
商品及び製品	3 8,313	3, 4 5,909
仕掛品	933	664
原材料及び貯蔵品	2,173	2,087
その他	4,327	3,392
貸倒引当金	242	252
流動資産合計	51,163	44,162
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 8,261	1 8,621
土地	8,276	4 8,097
その他(純額)	1 2,724	1 2,831
有形固定資産合計	19,262	19,550
無形固定資産		
のれん	5	7
その他	734	811
無形固定資産合計	739	818
投資その他の資産		
投資有価証券	5,050	5,587
その他	5,473	6,035
貸倒引当金	1,293	1,253
投資その他の資産合計	9,231	10,369
固定資産合計	29,233	30,738
資産合計	80,396	74,900

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5 19,646	18,125
短期借入金	3,300	0
未払法人税等	259	495
賞与引当金	662	1,360
役員賞与引当金	24	2
工事損失引当金	3 245	3 471
その他	7,340	5,913
流動負債合計	31,479	26,369
固定負債		
長期借入金	3,000	0
退職給付引当金	15,625	16,157
役員退職慰労引当金	453	495
負ののれん	22	30
資産除去債務	49	-
その他	2,678	2,681
固定負債合計	21,829	19,366
負債合計	53,308	45,735
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,051	15,051
資本剰余金	11,159	14,159
利益剰余金	1,855	533
自己株式	1,256	1,255
株主資本合計	26,809	28,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	353	693
土地再評価差額金	0	0
為替換算調整勘定	75	17
評価・換算差額等合計	278	676
純資産合計	27,087	29,165
負債純資産合計	80,396	74,900

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高	66,896	69,057
売上原価	50,854	51,406
売上総利益	16,042	17,650
販売費及び一般管理費	19,103	17,295
営業利益又は営業損失 ()	3,060	355
営業外収益		
受取利息	12	8
受取配当金	94	97
受取賃貸料	49	47
負ののれん償却額	7	7
助成金収入	137	120
その他	72	170
営業外収益合計	373	451
営業外費用		
支払利息	62	81
持分法による投資損失	1,032	222
投資事業組合運用損	9	-
その他	61	137
営業外費用合計	1,166	442
経常利益又は経常損失 ()	3,853	364
特別利益		
固定資産売却益	-	5
移転補償金	-	1,620
その他	-	13
特別利益合計	-	1,639
特別損失		
固定資産売却損	1	0
固定資産除却損	76	20
減損損失	2	14
たな卸資産除却損	-	49
販売用不動産評価損	85	-
投資有価証券評価損	44	3
貸倒引当金繰入額	63	46
課徴金	-	2,025
割増退職金	-	383
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	111
その他	80	277
特別損失合計	355	2,934
税金等調整前四半期純損失 ()	4,209	930
法人税等	241	404
少数株主損益調整前四半期純損失 ()	-	1,335
四半期純損失 ()	4,450	1,335

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	22,723	25,296
売上原価	16,745	18,733
売上総利益	5,977	6,563
販売費及び一般管理費	6,246	5,741
営業利益又は営業損失()	269	821
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	28	33
受取賃貸料	15	17
負ののれん償却額	2	2
助成金収入	44	25
その他	29	31
営業外収益合計	125	112
営業外費用		
支払利息	16	32
持分法による投資損失	160	223
その他	20	54
営業外費用合計	197	310
経常利益又は経常損失()	341	624
特別利益		
固定資産売却益	-	0
投資有価証券評価損戻入益	-	150
その他	-	13
特別利益合計	-	164
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	0	10
たな卸資産除却損	-	48
投資有価証券評価損	6	-
貸倒引当金繰入額	29	2
割増退職金	25	6
その他	19	31
特別損失合計	82	98
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	423	689
法人税等	93	174
少数株主損益調整前四半期純利益	-	515
四半期純利益又は四半期純損失()	517	515

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	4,209	930
減価償却費	1,267	1,209
減損損失	2	14
負ののれん償却額	7	7
貸倒引当金の増減額(は減少)	230	29
賞与引当金の増減額(は減少)	687	698
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1	22
退職給付引当金の増減額(は減少)	758	213
課徴金	-	2,025
受取利息及び受取配当金	107	105
支払利息	62	81
持分法による投資損益(は益)	1,032	222
投資事業組合運用損益(は益)	9	-
投資有価証券評価損益(は益)	44	3
会員権評価損	-	0
固定資産処分損益(は益)	78	15
移転補償金	-	1,620
売上債権の増減額(は増加)	8,172	747
たな卸資産の増減額(は増加)	1,828	2,760
販売用不動産評価損	85	-
仕入債務の増減額(は減少)	1,851	1,520
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	111
その他	407	472
小計	2,644	143
利息及び配当金の受取額	107	105
利息の支払額	63	73
課徴金の支払額	-	2,025
移転補償金の受取額	-	1,134
法人税等の支払額	295	504
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,394	1,221
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	110	75
有形固定資産の取得による支出	720	439
有形固定資産の売却による収入	4	51
無形固定資産の取得による支出	100	61
無形固定資産の売却による収入	-	4
投資有価証券の取得による支出	2	107
投資有価証券の売却による収入	-	0
長期前払費用の取得による支出	115	-
貸付けによる支出	97	58
貸付金の回収による収入	73	86
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,069	600

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	310	2,500
長期借入れによる収入	-	4,000
長期借入金の返済による支出	0	200
自己株式の取得による支出	5	1
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	618	343
その他	88	161
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,021	5,793
現金及び現金同等物に係る換算差額	17	4
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	285	3,968
現金及び現金同等物の期首残高	8,331	7,067
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,616	11,036

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用している。 なお、従来の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はない。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ6百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は118百万円増加している。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は49百万円である。</p> <p>(3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用している。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示している。	

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示している。	

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	一部の連結子会社は、固定資産の年度中の取得、売却及び除却等の見積りを考慮した予算を策定しているため、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定している。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算している。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、29,120百万円である。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、28,415百万円である。
2 受取手形裏書譲渡高 141百万円	2 受取手形裏書譲渡高 108百万円
3 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は159百万円(うち、商品及び製品159百万円)である。	3 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は178百万円(うち、商品及び製品178百万円)である。
	4 前連結会計年度末に「商品及び製品」に計上していた販売用不動産101百万円を「土地」に振替えている。
5 四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。当第3四半期連結会計期間末日満期手形の金額は次の通りである。 受取手形 804百万円 支払手形 225百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りである。 貸倒引当金繰入額 246 百万円 賞与引当金繰入額 973 役員賞与引当金繰入額 3 退職給付費用 876 役員退職慰労引当金繰入額 13 役員報酬・賞与及び給与手当 8,235	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りである。 貸倒引当金繰入額 77 百万円 賞与引当金繰入額 737 役員賞与引当金繰入額 24 退職給付費用 780 役員退職慰労引当金繰入額 16 役員報酬・賞与及び給与手当 7,642

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りである。 貸倒引当金繰入額 79 百万円 賞与引当金繰入額 1 役員賞与引当金繰入額 0 退職給付費用 298 役員退職慰労引当金繰入額 4 役員報酬・賞与及び給与手当 2,994	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りである。 貸倒引当金繰入額 36 百万円 賞与引当金繰入額 2 役員賞与引当金繰入額 8 退職給付費用 256 役員退職慰労引当金繰入額 4 役員報酬・賞与及び給与手当 2,791

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 9,020	現金及び預金勘定 11,495
預入期間が3か月を超える定期預金 404	預入期間が3か月を超える定期預金 458
現金及び現金同等物 8,616	現金及び現金同等物 11,036

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 72,196千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,534千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	137	2	平成22年3月31日	平成22年6月30日	資本剰余金
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	206	3	平成22年9月30日	平成22年12月13日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)							
	シャッター 関連製品 事業 (百万円)	建材関連 製品事業 (百万円)	サービス 事業 (百万円)	リフォーム 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	9,581	7,346	2,793	2,160	840	22,723	-	22,723
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	609	1	190	0	35	836	(836)	-
計	10,191	7,348	2,983	2,160	876	23,560	(836)	22,723
営業利益又は 営業損失()	342	212	53	89	20	292	(561)	269

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)							
	シャッター 関連製品 事業 (百万円)	建材関連 製品事業 (百万円)	サービス 事業 (百万円)	リフォーム 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	28,848	21,535	7,856	6,300	2,354	66,896	-	66,896
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,583	2	444	1	88	2,120	(2,120)	-
計	30,432	21,538	8,301	6,302	2,443	69,017	(2,120)	66,896
営業利益又は 営業損失()	2	1,337	40	26	14	1,259	(1,801)	3,060

(注) 1. 事業区分は、売上集計区分によっている。

2. 各事業の主要な製品

- (1) シャッター関連製品事業.....軽量シャッター・重量シャッター・オーバードア・パネルシャッター・
窓シャッター・シャッター関連
- (2) 建材関連製品事業.....エクステリア・横引き雨戸・ドア・パーティション
- (3) サービス事業.....保守・修理
- (4) リフォーム事業.....リフォーム
- (5) その他事業.....賃貸収入

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）
全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）
海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略している。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、地域別に支店を置き、取り扱う製品・サービスについて各地域での包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。取締役会は、製品・サービス区分による事業業績の報告をもとに経営に関する意思決定を行っている。

したがって、当社グループは、製品・サービス別のセグメントから構成されており、「シャッター関連製品事業」、「建材関連製品事業」、「サービス事業」及び「リフォーム事業」の4つを報告セグメントとしている。

「シャッター関連製品事業」は、工場・倉庫向けシャッター、店舗向けシャッター等を生産・販売している。「建材関連製品事業」は、ビル・マンション用ドア、学校用パーティション、住宅用ドア・エクステリア等を生産・販売している。「サービス事業」は、既設シャッター・建材の保守及び修理を行っている。「リフォーム事業」は、住宅の増改築及び住宅設備の取り替え・補修を行っている。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	シャッター 関連製品 事業	建材関連 製品事業	サービス 事業	リフォーム 事業	計				
売上高									
外部顧客 への売上高	27,593	23,587	8,545	7,003	66,730	2,326	69,057	-	69,057
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	1,804	7	482	0	2,294	81	2,376	(2,376)	-
計	29,397	23,595	9,027	7,004	69,025	2,407	71,433	(2,376)	69,057
セグメント 利益又は損失 ()	1,387	110	533	211	2,022	43	2,065	(1,710)	355

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業、家具製造販売事業、保険代理店事業等を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,710百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,706百万円、棚卸資産の調整額 3百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	シャッター 関連製品 事業	建材関連 製品事業	サービス 事業	リフォーム 事業	計				
売上高									
外部顧客 への売上高	9,918	9,167	2,943	2,529	24,558	738	25,296	-	25,296
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	649	5	167	-	822	34	857	(857)	-
計	10,568	9,172	3,111	2,529	25,381	773	26,154	(857)	25,296
セグメント 利益	659	309	235	161	1,366	14	1,380	(558)	821

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業、家具製造販売事業、保険代理店事業等を含んでいる。

2. セグメント利益の調整額 558百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 558百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項なし。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用している。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	394.51円	1 株当たり純資産額	424.75円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額等

前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)		当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純損失金額 ()	64.80円	1 株当たり四半期純損失金額 ()	19.45円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りである。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失 () (百万円)	4,450	1,335
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 () (百万円)	4,450	1,335
期中平均株式数 (千株)	68,678	68,664

前第 3 四半期連結会計期間 (自平成21年10月 1日 至平成21年12月31日)		当第 3 四半期連結会計期間 (自平成22年10月 1日 至平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純損失金額 ()	7.53円	1 株当たり四半期純利益金額	7.51円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りである。

	前第 3 四半期連結会計期間 (自平成21年10月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自平成22年10月 1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	517	515
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	517	515
期中平均株式数 (千株)	68,669	68,663

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間

(自平成22年10月1日
至平成22年12月31日)

当社は、平成23年1月13日開催の取締役会において、当社が所有する賃貸等不動産「志村ショッピングセンター」を譲渡することとし、平成23年1月13日付で契約を締結した。

(1)譲渡の理由

経営資源の有効活用と財務体質の改善による財務基盤の強化を図るため、当該資産を譲渡することとした。

(2)譲渡先の名称

フロンティア不動産投資法人

(3)譲渡資産の内容

土地 5,898.17㎡

建物等 延16,918.35㎡

所在地 東京都板橋区志村三丁目15番地1他

(4)譲渡する資産の額

1,630百万円

(5)譲渡の時期

平成23年1月18日

(6)譲渡価額

4,430百万円

上記資産の譲渡により、平成23年3月期第4四半期連結会計期間において、譲渡益2,730百万円を特別利益として計上する予定である。

2【その他】

平成22年11月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次の通り決議した。

- (イ) 配当金の総額 206百万円
 - (ロ) 1株当たりの金額 3円00銭
 - (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月13日
- (注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行った。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

文化シャッター株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 篠崎 卓 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 恩田 正博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている文化シャッター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、文化シャッター株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

文化シャッター株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 篠崎 卓 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 恩田 正博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている文化シャッター株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、文化シャッター株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成23年1月13日開催の取締役会において、賃貸等不動産「志村ショッピングセンター」を、フロンティア不動産投資法人へ譲渡することとし、平成23年1月13日付で契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。